

令和2年度土地家屋調査士試験における 新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年7月20日（8月6日更新）

法務省民事局

令和2年度土地家屋調査士試験を受験される方は、以下の点に留意してください。

なお、本対応については、「新型コロナウイルス感染症対策本部」等公的機関の今後の対処方針や感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて適宜変更することがあります。

1 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる次の事項に該当する方は、当日、受験を控えていただくようお願いします。

また、会場に来られた場合でも、同事項に該当すると認められた場合には、受験中止をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承願います。

① 37.5度以上（平熱比1度以上）の発熱が確認された方

② 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方

③ 濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方

④ 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる体調異常（せき、くしゃみ、呼吸困難、息切れ、強いだるさ）がある方

⑤ 海外からの帰国者等、政府又は自治体の要請により自宅待機を求められている方

※ 受験しなかった場合の追試験や受験手数料返還等の特別措置は予定していません。

2 試験会場においては、検温を実施する予定ですので、早めの御来場をお願いします。

3 試験当日は、感染予防のため、必ずマスクの着用をお願いします。

なお、試験時間中の写真照合の際には、試験監督員の指示により、マスクを一時的に外していただく場合があります。

4 試験会場に、消毒用アルコール等を設置することを予定していますので、適宜使用してください。

5 試験時間中フェイスシールド（透明で顔全体の表情等が試験監督員等から確認できるものに限る。）、手袋（透明で音が出ないものに限る。）、携帯用手指消毒液（アルコール除菌シートを含む。）及びウェットティッシュについては、試験中にこれを使用して差し支えありません。

なお、使用する場合には、試験開始時刻までにフェイスシールド及び手袋を着用し、消毒液・ウェットティッシュについては机の上に置いてください。

※ 上記物品を使用したことによって答案用紙等が汚損・破損しても、取り替えには応じられませんので、使用には十分注意願います。

※ 物品の形状等（大きさ・個数）によっては、使用を認めない場合もありますので、試験監督員等の指示に従ってください。

6 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開放する予定ですので、御了承願います。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

7 試験監督員は、感染予防のため、マスク又はフェイスシールド及びゴム手袋を着用する予定です。

8 試験終了後は、密集を避けるため、各試験室ごとに退室時間を調整する予定です。